

佐賀県告示第四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知があった。

平成二十三年二月十八日

佐賀県知事 古 川 康

一 保安林予定森林の所在場所

鹿島市大字山浦字長日丁六六一の一、丁六七〇、丁六七三、丁六七四、丁七〇九の一、丁七〇九の二、丁七一、丁七三二の二、丁七三四の一から丁七三四の三まで、丁七三五の一から丁七三五の四まで、丁七三六、丁七三七、丁七三八の一から丁七三八の四まで、丁七四〇の一、丁七四〇の二、丁七四一の一、丁七四二の一から丁七四二の三まで、丁七四二の五から丁七四二の七まで、丁七四三から丁七四五まで、丁七四六の一から丁七四六の三まで、丁七四六の六、丁七四七、丁七四八の一、丁七四八の二、丁七四八の四から丁七四八の六まで、丁七四九の一、丁七四九の二、丁七五〇の一、丁七五〇の二、丁七五一の一、丁七五七の一、丁七五九、字今才丁八四五の一、丁八五二の一、丁八五二の二、丁八五三の一、丁八五三の二、丁八六六、丁八六七の一、丁八六七の三、丁八六九、丁八七三の一、丁八九二、丁八九六から丁八九八まで、丁九一〇、丁九三六、丁九三八、丁九四二の一、丁九四五の一、丁九四五の二、丁九四五の四、丁九四五の七、丁九四五の一二、丁九五五の一七、丁九四五の二四、丁九四六、丁九四九の一、丁九五一、丁九五四、丁九五五、丁九五七の一、丁九五七の七、丁九五七の八、丁九五八の二、丁九五八の三、丁九五九、丁九六一、丁九六八、丁九六九、丁九七〇の一、丁九七〇の二、丁九七一の一、丁九七一の二、丁九七二の一から丁九七二の七まで、丁九七三、丁九七六、丁九七七、丁九七九、丁九八一、丁九八三、丁一〇〇八、字長谷丁二〇四三の二、丁二〇四三の六、丁二〇四三の八、丁二

〇四三の一〇、丁二〇四三の二二、丁二〇四三の一四から丁二〇四三の一八まで、丁二〇四三の二一、丁二〇四六の一、丁二〇四六の三から丁二〇四六の六まで、丁二〇四六の八から丁二〇四六の一四まで、丁二〇四六の一六から丁二〇四六の一八まで、丁二〇四六の二一から丁二〇四六の二四まで、丁二〇四六の二六、丁二〇四六の二九、丁二〇四六の三〇、丁二〇四六の三三から丁二〇四六の四六まで、丁二〇四六の四八、丁二〇四六の五一、丁二〇四六の五三から丁二〇四六の六一まで

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備

課及び鹿島市役所に備え置いて縦覧に供する。)